

労働基準法施行規則別表第一の二第四号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件の一部を改正する件（案）の概要

令和4年10月14日
労働基準局労災管理課

1 趣旨

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）第75条第1項においては、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合には、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならないこととされており、同条第2項においては、業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定めることとされているところ、このうち、業務上の疾病の範囲については、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。）別表第1の2において具体的に定められている。
- このうち化学物質等による疾病の一部については、同表第4号1の規定により、「労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件」（平成25年厚生労働省告示第316号。以下「告示」という。）で定められている。
- 今般、新たな医学的知見の公表等の状況を踏まえ、令和4年7月から開催されている「労働基準法施行規則第35条専門検討会」の中で、業務上の疾病の範囲について検討を行い、9月22日に「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」がとりまとめられたことから、同報告書を受けて、告示について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- （1）^{ふつ}弗化水素酸（^{ふつ}弗化水素を含む。）、^ひ砒化水素、カルシウムシアナミド、トリクロルエチレン、^{よう}沃化メチル、ニトログリコール及びニトログリセリンについて、症状又は障害の改正を行う。
- （2）臭化水素、水酸化カルシウム、二酸化塩素、2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン、チオグリコール酸アンモニウム及びパラトルエンジアミンについて、新たに化学物質及びその症状又は障害を追加する。

3 根拠条文

労基則別表第1の2第4号

4 適用期日等

告示日：令和4年12月下旬（予定）

適用期日：告示日